

第187臨時国会開会

9月29日、63日間（11月30日まで）の会期で、第187臨時国会が召集されました。

今臨時国会の最重要法案は、労働者派遣法改正法案です。この法案は、第186通常国会に提出され廃案となりましたが、同じ内容で再び国会に提出されました。労働者派遣法改正法案は、基本的な理念として「派遣労働を臨時的・一時的な働き方」と位置付けることは盛り込まれましたが、派遣労働者の雇用の安定や処遇改善につながるものではなく、わが国の雇用のあり方を大きく劣化させる懸念があります。

10.1院内集会開催

連合は、9月25日に、「9.25労働者保護ルール改悪阻止行動開始宣言集会」を開催し、この中で北海道・旭川、沖縄・石垣島と中継しながら

ら「全国縦断アピールリレー」がスタートしました。全国47都道府県をめぐるメッセージリレーを行い、12月5日に東京・日比谷野外音楽堂にゴールします。

また本日、参議院議員会館で「労働者保護ルール改悪阻止、暮らしの底上げ実現 10.1院内集会」を開催しました。集会には連合構成組織や津田弥太郎参議院議員をはじめとする民主党議員が多数集結しました。民主党・海江田代表は「安倍首相は、昨日の私の代表質問に対して『派遣法の改正は派遣労働者のキャリアアップのためのもの』と答えました。首相はこの程度の認識しかありません。このような法案は絶対に廃案にしなければなりません」と挨拶しました。最後に労働者保護ルール改悪阻止に向け力強くがんばろう三唱を行い閉会しました。

【労働者派遣法改正法案の概要】

1. 特定労働者派遣事業のあり方について

労働者派遣事業の健全な育成を図るため、特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別を廃止し、全ての労働者派遣事業を許可制にする。

2. 労働者派遣の期間制限のあり方について

全ての業務に共通する派遣労働者個人単位の期間制限と派遣先の事業所単位の期間制限を設ける。

①派遣労働者個人単位

派遣先の同一の組織単位における同一の派遣労働者の継続的な受け入れは3年を上限とする。

②派遣先の事業所単位の期間制限

派遣先の同一の事業所における派遣労働者の継続的な受け入れは3年を上限とするが、受け入れ開始から3年を経過する時までに過半数労働組合等から意見を聴取した場合には、さらに3年間延長可能とする。

3. 派遣労働者の均等待遇の確保・キャリアアップの推進のあり方について

①派遣元・派遣先の双方において、派遣労働者の均等確保のための取り組みを強化する。

②派遣元事業主に計画的な教育訓練等の実施を義務付けること等により、派遣労働者のキャリアアップを推進する。